

森林環境学習を推進 清雨水に炭焼き設置

平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法は今年3月を持って失効となることから、これを平成28年3月末日までの6年間延長するための法律が改正され、本年4月に施行されています。改正法によると、これまでのハード事業に加えて、地域医療や生活交通の確保、集落の維持、活性化を図るためにソフト事業にも適用が拡充されていきますので、これまでの計画を

行政報告

◇過疎法の延長について

6月定例議会が6月16日から18日までの3日間にわたり開催され、株式会社藤里開発公社の経営状況報告や、一般会計補正予算など上程された12案件について原案どおり可決されました。



改めて見直しをし、新たに今年度を含めた過疎対策計画を策定するため、現在作業中です。

◇機構改革と庁舎内のレイアウトについて

平成15年に実施して以来、定員管理計画に基づき職員の減員を図りながら、平成20年には事業課から農林商工部門を分離し、現在の組織としていますが、町の振興計画を実施していくためには、国・県等の政策の変化にも柔軟に対応できるよう常に組織の見直しを図ることはいうまでもありませんが、この度、改めて事務分掌の点検、見直しをし、より合理的な職務の遂行と、重点施策の展開を強化するため、早ければ本年10月1日の施行をめざし条例の一部改正を提案したいと考えています。また、これに伴い、庁舎内の窓口体制のあり方等にも検討を加え、町民のみなさまがより利用しやすい庁舎として、レイアウトの一部変更も検討中です。

◇国民健康保険税の税率について

今年度の医療費については3%程度の伸びが見込まれるなかで、経済の低迷から一般被保険者の課税標準額となる総所得金額は前年度より3.7%の減少となるほか、世帯数や被保険者数もそれぞれ減少する見通しがなっています。

これにより、現行税率で試算した結果、税収では700万円程度前年度を下回る見込みとなつております、収支では1,000万円ほどの不足が見込まれますが、現下の経済情勢の中にあり、で生きるだけ被保険者のみなさんの負担増を回避するために、国保基金からの繰入により対応することで今年度については、税率を据え置くこととしています。

◇藤里開発公社の経営体制について

去る5月28日に第19期定期株主総会が行われ、これまでご尽力いただきました代表取締役副社長の山谷氏が健康上の理由から退任されることになりましたが、その後任として、公社の経営改善方策が決定になるまでの暫時の間、本町の村岡副町長が

事務取締役に就任することとなっています。

副町長については、地方自治法の趣旨からも、町長の内部的補佐にとどまらず、行政の一一定部分について、役割を担うということになつてきているため、町から町の経営役員として就任していただいたものです。町と第三セクターとの関わりもよく把握され、民間の企業経営も熟知されている方でありますので、地域経済の活性化と、公社の経営強化にも大いにその手腕を期待しているところです。

◇こども手当の支給状況について

今月4月に、こども一人あたり月額1万3千円を4・5月の2カ月分2万6千円をそれぞれ希望する金融機関へ振り込み支給しております。

今回の支給対象となる子どもは、301人となっており、支給総額は、782万6千円であります。今後の支給につきましては、10月と2月に各4カ月分をまとめて支給することとなつております。

◇米戸別所得補償制度加入申し込み状況